



賃貸向住宅
入居希望者様へ

LPガス 取引適正化

に伴うご案内



LPガスの契約を透明化!



改正された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」により、
入居前（契約前）にLPガス料金の内訳を把握することが可能になりました。

制度改革のポイントは3つ!

過大な
営業行為の制限

三部料金制の
徹底

(設備費用の外出し表示・計上禁止)

LPガス料金等
の情報提供



賃貸住宅入居希望者様には、 取引適正化の**メリット**が発生します。

LPガス料金は「基本料金・従量料金・設備料金」の三部料金制を徹底し、
設備費用の外出し表示が義務化※されました。

三部料金制とは

基本料金

固定費用

+

従量料金

ガスの使用量に応じてかかる費用

+

設備料金

集中監視システム等の設備費用

賃貸向け住宅入居希望者様のメリット

入居前(契約前)に **LPガス料金の提供**を
不動産会社等に求めることができます。

LPガス料金の内訳を把握してから
契約が可能となります。

今後の**光熱費を事前に見える化**ができ、
入居物件の選択の幅が広がります。

LPガス事業者へ直接 LPガス料金の
提供を要請できます。

※三部料金制の徹底 2025年春から義務化。但し、新規入居希望者が対象で既存入居者は対象外です。

LPガス事業者による違反行為は、
資源エネルギー庁の通報フォームに通報できます。

●詳細は資源エネルギー庁のホームページへ

資源エネルギー庁 通報フォーム



液化石油ガス法の改正省令案 3つのポイント

1

過大な営業行為の制限

施行予定：2024年7月2日

正常な商慣習を超えた 利益供与の禁止。

消費者の事業者選択を阻害する恐れのある、LPガス事業者の**切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止。**



2

三部料金制の徹底

(設備費用の外出し表示・計上禁止)

施行予定：2025年4月2日

基本料金、従量料金、設備料金からなる
三部料金制 (**設備費用の外出し表示**) の
徹底。

電気エアコンや Wi-Fi 等、
**LPガス消費と関係のない設備費用の
LPガス料金への計上禁止。**

**賃貸向け LPガス料金では、ガス器具等の
消費設備費用についても計上禁止。**

LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、
従量料金、設備料金とした上で、設備料金は
「該当なし」と記載。

注) 施行時点における消費者と液化石油ガス販売契約(既存契約)については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示(内訳表示の詳細化)を求める。その上で、新制度への早期移行を促していく。

3

LPガス料金等の情報提供

施行予定：2024年7月2日

入居希望者への
LPガス料金の事前提示の努力義務

入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、
不動産仲介事業者等を通じて提示。

注) 入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じる必要がある。(義務づけ)



LPガスの取引適正化など詳しくは下記までご相談ください。

■お問い合わせ・ご相談はこちらまで